

沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策給付金給付要領 案

令和8年●月●日
生活福祉部障害福祉課

第1 目的

物価高騰の影響を受ける障害者福祉施設等のサービス維持及びサービス利用者の負担増を防ぐことを目的に、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）」（令和5年11月29日府地創第327号）に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、障害福祉サービス事業所・施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）を運営する法人等に対し、予算の範囲内において沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金（以下「給付金」という。）を給付するに当たって、必要な事項を定めることとする。

第2 給付の対象

本給付金の対象となる事業者（以下「給付対象事業者」という。）は、令和8年3月31日時点（以下「基準日」という。）においてサービスの指定を管轄する自治体に届け出ている別表の対象事業所・施設種別欄に掲げる障害福祉サービス事業所等で、次のいずれかに該当しない者であること。

- (1) 基準日において、休止又は廃止している事業者
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、サービス提供の実績がない事業所等

第3 対象経費

給付金の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、令和7年度中の電気・エネルギー・食料品等価格の高騰分に相当する費用とする。

第4 給付の額

本給付金の額は、別表の給付額の欄のとおりとする。ただし、同欄における「利用定員」とは、第2に定める基準日において、サービスの指定を管轄する

自治体に届け出ている利用定員数とする。

第5 給付金の申請等

給付金の給付を受けようとする給付対象事業者は、沖縄県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業給付金給付申請書兼請求書（様式1）に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
 - (2) 総括表
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 複数の障害福祉サービス事業所等を有する給付対象事業者は、原則として給付の対象となる事業所等の申請を取りまとめて、一括して知事に給付を申請するものとする。
 - 3 本給付金の給付対象経費と重複している経費を対象とした補助金、給付金等（以下「他補助金等」という。）の給付を受けた又はその予定がある場合は、当該補助金等の給付額等を控除して申請しなければならない。
 - 4 本給付金の申請期間は、知事が別に定める。

第6 給付の決定

知事は、第5に定める申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、給付金の給付を決定し、申請者に通知するものとする。

第7 給付金の給付

知事は、第6の給付決定を行ったときは、速やかに給付金を給付するものとする。

第8 給付申請の取下げ

給付対象事業者は、第7に定める給付決定通知を受けた後、この給付金の申請を取り下げようとするときには、給付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した給付金給付申請取下書（様式2）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事が別に定める申請期間中に申請がなかった場合は、給付対象事業者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

- 3 知事に提出のあった申請書等の不備について、知事が申請者に補正を求めたにもかかわらず、補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により審査又は振込ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。
- 4 知事は、前文の規定に基づき、申請が取り下げられたものとみなしたときは、申請者へその旨を通知する。

第9 給付決定の取消し

知事は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 給付決定を受けた事業者が、規則若しくはこの要領又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 給付決定を受けた事業者の提出書類に虚偽の記載があった場合又は誓約事項に反した場合
 - (3) 給付決定を受けた事業者が、給付手続に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 給付決定を受けた事業者が、第2に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (5) 交付決定後に生じた事情の変更等により、給付対象経費の全部又は一部が生じなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する給付金が給付されているときは、期限を付して当該給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前文の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 返還及び前文の加算金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
 - 5 知事は、第9の3及び4の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第10 支援金の給付に係る経理

本給付金の給付を受けた事業者は、給付に係る帳簿を備え、給付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

第11 検査及び報告

知事は、給付金の適正な執行の確保のため、必要に応じて給付を受けた事業者に対して、検査、報告、その他必要な措置を求めることができる。

第12 受給権の譲渡又は担保の禁止

本給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第13 暴力団の排除

次に掲げる者は、この要領に基づく給付金の給付の対象としない。

(1) 自己又は自社の役員等（役員とは、法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

第14 その他

この要領に定めるもののほか、給付金の給付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年 月 日から施行する。
- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき、同日までに補助を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

区分	対象事業所・施設種別	給付額
入所系	施設入所支援 短期入所 共同生活援助 宿泊型自立訓練 障害児入所施設 療養介護 医療型障害児入所支援	定員数 ^(注3) に基準単価を乗じた額を給付する。 (定員50人以上) 基準単価：定員1人当たり13,000円 (定員49人以下) 基準単価：定員1人当たり12,000円
通所系(者)	生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労選択支援	定員数 ^(注3) に基準単価を乗じた額を給付する。 基準単価：定員1人当たり8,000円
通所系(児)	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス	定員数 ^(注3) に基準単価を乗じた額を給付する。 基準単価：定員1人当たり6,000円
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 保育所等訪問支援 居宅訪問型児童発達支援 自立生活援助 就労定着支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援	1施設当たり30,000円を給付する。

注1 対象事業所・施設等について、令和8年3月31日(基準日)時点で指定等を受けているものであり、また、今後も継続する意思のある事業所で、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

注2 区分に掲げる事業所は、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める事業所が対象であり、多機能型については1つの事業所として取扱う。

注3 定員数は、令和8年3月31日時点で、サービスの指定を管轄する自治体へ届け出ている人数とする。

注4 令和7年度中に新規指定を受けた事業所・施設等の給付額については、給付額の欄に掲げる額を12で除した額に、新規指定を受けた日の属する月から令和9年3月までの月数を乗じて算出する。ただし、算定した額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。